陸送協会ニュース

第130号
2013年1月
編集・発行者
社団法人日本陸送協会事務局
東京都新宿区新宿 1-11-15
電話 03-3356-3977／7922

2013年 年頭挨拶

会長 水野 功

会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えられたことと、心よりお慶び申し上げます。年初にあたり、新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、平成23年度における補正予算の震災復興経費に基づき復興需要等を背景に年初から緩やかに景気回復して参りましたが、年後半にかけては、欧州における債務危機による財政の引き締め、それらに伴う中国を始めとするアジア・新興諸国経済の景気の減速、また、尖閣諸島問題などの影響が重なり、我が国の経済も輸出の減少や生産の落ち込みなどで減速傾向となりました。

こうした中、国内自動車産業は自動車重量税の一部軽減、エコカー減税・補助金などによる需要の喚起による効果もあり、新車登録台数等については、対前年を大幅に超えるものとなりました。

陸送業界においては、需要増に対しリー

マンショック以降の必要最小限なドライバー、機材での運営を余儀なくされたものの、顧客ニーズに最大限応えるべく、会員相互が連携を取りながら対応を図って参りました。

しかしながら、年の終盤では、エコカー補助金終了とともに、反動減による輸送量が再び落ち込むなど、厳しい事業運営となりました。

このような状況下にあって、当協会は設立当初から二大方針として掲げている「経営の安定化」及び「業界の地位向上」を図るための一助として「教育・認定制度」の推進を図って参りました。

具体的には、北海道支部において、積載ドライバー教育が3回実施され32名、関東支部が積載ドライバー教育2回実施、24名、自走ドライバー教育1回実施、15名、また、中部支部で積載ドライバー教育3回の21名、中国支部で積載ドライバー教育1回の4名、合計96名のゴールドドライバーが誕生致しました。本年はさらに、東北、北陸信越、近畿、四国、九州各支部を加え、全国展開を図って参る予定でございます。

この制度は、23年度から推進を図っており、輸送の安全及び事故防止の向上、業界の信頼性の向上、荷主・事業者・ドライバー相互による信頼性の向上、また、社内教育、研修等の充実が図られるものと期待されております。

また、事業が継続的に発展していく上で、労働力の確保、とりわけドライバーを安定的に確保し、更には質的向上を図ることが重要となっております。

しかしながら、業界の現状は、平成19年6月の道路交通法改正（中型免許制度の創設）に伴いドライバー不足に拍車がかかり、依然としてドライバーが不足ぎみです。

また、燃料価格の高止まり、トラックに対する各種法規制対応に伴いコスト負担が増加し、厳しい経営環境におかれております。

こうした中、昨年4月と6月には自工会と自販連に対し現状説明を行い、現状を理解して頂き、経営環境改善のお願いをして参りました。

9月には、他の産業との比較による陸送業界の位置付けや、時系列での変動状況及び問題点等を抽出し、業界の厳しい現状を関係団体や荷主等に正しく理解して頂くため、「陸送事業の実態調査」を実施いたし、今後、理解と協力を求めていくこととしています。

本年の国内経済は、予断を許さないものと考えられますが、このような状況のもと自動車産業の一翼を担う陸送業界においては、荷主、行政からの要請に適切に対応するとともに、今後における陸送事業の健全な発展の為、関係団体等への現状説明を行い、課題解決に向けた渉外活動を強化するとともに、様々な問題解決に向け前進できるように努め、陸送事業の「経営の安定化」、「業界の地位向上」のために全力を尽くす所存でございます。

今年の干支は巳、すなわち蛇年です。蛇が脱皮するその姿は、これまでの古い考えから抜け出して、一段と進歩することに例えられたり、その力強い生命力から不死と再生の象徴とされてきました。また、蛇は生きている間ずっと成長し続けます。当協会としても、会員皆様と共に今年の干支「蛇」のように成長し続ける所存です。

会員皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせて頂きます。

年頭の辞

自動車局次長

清谷伸吾

平成25年の新春を迎えるにあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

まずはじめに、昨年4月末に発生しました、関越道における高速ツアーバス事故により亡くなられた7名の乗客の方々とそのご遺族に心よりお悔やみ申し上げますと共に、負傷された方々に心よりお見舞い申し上げます。国土交通省としましては、事故後、緊急重点監査や過労運転防止の基準強化等の対策を実施するとともに、監査のあり方等の中長期的な課題や車両の安全基準等について有識者による検討を行っております。今後各種検討会の結論を踏まえ、迅速かつ着実に安全対策に係る取り組みを実施して参ります。

さて、最近の我が国の自動車を取り巻く環境は、少子高齢化、低炭素化社会、想定を超えた災害の発生等により、変革の時期を迎えております。これらへの対応は、我々行政にも強く求められており、国民の安全と安心を守り、環境と調和のとれた「くるま社会」を実現するという根本に立ち返り、以下のような自動車技術行政施策の推進に不断の努力を続けていきたいと考えております。

1．自動車の安全対策の推進に係る施策の展開

(1)車両安全対策の推進

近年、交通事故による死傷者数は減少傾向にあるものの、平成23年には約4、600人の方が亡くなり、約85万人の方が負傷しており、交通事故の現状は依然として深刻な状況にあります。このため、第9次交通安全基本計画では、究極的には交通事故のない社会を目指しつつ、経過目標として平成27年までに交通事故死者数を3、000人以下とする目標が設定されています。

この交通事故削減目標の達成に向けて、安全基準等の拡充・強化、先進安全自動車（ASV）推進計画、自動車アセスメントの3つの施策の連携を図りながら、車両安全対策の推進に取り組んで参りたいと考えております。

具体的には、

① 自動車の安全基準等の拡充・強化

としては、昨年の高速ツアーバス事故等を踏まえ、高速バス等に対して衝突被害軽減ブレーキの基準化・義務付けを行うべく、今後関係法令の整備を行うこととしています。

さらに、本年1月には「自動車安全シンポジウム」を開催し、車両安全対策に関する検討状況の公表を行うとともに、広く一般の方々から自動車の安全に関する意見をお聞きし、今後の安全対策の推進に役立てていきます。

② 先進安全自動車（ＡＳＶ）に関しましては、産・学・官の協力の下、その開発・実用化・普及の促進に取り組んできた成果として、衝突被害軽減ブレーキやレーンキープアシスト等のＡＳＶ技術が実用化され、その普及が進んでいる状況です。第５期ＡＳＶ推進計画においては、ＡＳＶ技術の高度化に関する検討を進めるとともに、通信を利用した安全運転支援システムの実用化を目指した取り組みを行っていきます。さらに、本年10月に開催されるＩＴＳ世界会議東京２０１３において、我が国のＡＳＶ技術を世界に発信する絶好の機会ととらえ、積極的に取り組んで参ります。

さらに、税制面、予算面の措置を通じた先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入促進を図って参ります。

③ 自動車アセスメント及びチャイルドシートアセスメントに関しましては、評価項目や情報提供の充実を図り、ユーザーのニーズに対応し、かつ、分かりやすい安全情報の提供に努めており、これらにより、安全性能が格段に向上した自動車の普及が進むなどの効果が現れています。さらに、予防安全技術の普及が進む中で、今後、自動車アセスメントにおいて予防安全技術の評価導入に向けた検討を進めて参ります。

⑵事業用自動車の安全対策の推進

自動車局では、事業用自動車の事故削減に向けた取り組みを一層進めるため「今後10年間で事業用自動車の死者数・人身事故件数を半減」、「飲酒運転ゼロ」を目標として平成21年３月に策定した「事業用自動車総合安全プラン２００９」に基づき、点呼時におけるアルコールチェッカーの使用の義務付け、ＩＴ点呼に係る要件の拡大、デジタル式運行記録計等の運行管理の高度化に資する機器の導入等に対する支援等を実施して参りました。

本年も、運行管理の高度化に資する機器の導入等に対する支援や運行記録計の義務付けの拡大に向けた検討を引き続き実施するほか、本プランの目標を確実に達成するため、ＰＤＣＡサイクルに沿った定期的・継続的なチェックを進めて参りたいと考えています。

また、自動車局に設置されている「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」において、平成23年度は事故統計による傾向分析及びコンテナトレーラーの横転事故やトラックによる追突死亡事故など１０事例についての要因分析を実施するとともに、交通事故の傾向を踏まえた特定テーマの安全対策として、トラックの追突事故を防止する観点から、経営トップ、現場管理者、運転者など各方面に向けた安全対策を提言したところです。今後も引き続き事故の調査・分析体制を充実させていくとともに、同検討会における要因分析の充実を図りつつ、再発防止策の提言を行っていくこととしています。

海上コンテナの自動車輸送にかかる安全対策についても、早急に取り組むべき喫緊の課題であると考えております。現在、コンテナトレーラーの安全運転速度や是正すべき偏荷重を把握するための実証実験を講じるとともに、「国際海陸一貫運送コンテナの収納のための国際ガイドライン」改正等の国際ルールの策定に関する取り組みなど、総合的な安全対策を講じているところです。引き続き、コンテナトレーラーの横転に関する調査や国際的動向を踏まえ、海上コンテナの自動車輸送に係る安全対策を実施していく所存です。

⑶自動車の検査・整備制度

自動車検査については、検査の高度化により不正二次架装・不正車検の防止等を図るため、新規検査時における画像取得・３次元測定装置の運用を行っており、また、全国配備が完了した審査結果の電子的情報収集のための機器についても、順次運用を開始しています。今後は、取得した画像について街頭検査等で活用し、また、受検者への審査結果の情報提供を行うなど、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会等と連携して検査の質の向上に取り組んでいくこととしています。

また、残念なことに、依然として指定整備事業者におけるペーパー車検などの不正事案が発生しています。こうした不正行為はほんの一握りの事業者によるものであっても、自動車の点検整備、検査制度に対する国民の信頼を損ないかねない行為であることから、指導監督の徹底を図り、悪質な違反に対しては、引き続き厳正に対処するとともに、認証を受けないで分解整備事業を行っている事業者に対する情報収集、調査・指導について、地方運輸局と連携を図り、適切に、かつ、厳正に対処して参ります。

⑷自動車の適切な維持管理の推進

安全で環境との調和のとれた快適な車社会の形成のための基本となるのは、ユーザーの自己責任による自動車の適切な維持管理であり、自動車の長期使用化が益々進む中、これを支える自動車整備業界のホームドクターとしての役割は一層重要となっています。本年も、関係各位の協力を得ながら「自動車点検整備推進運動」、運送事業者等への立入指導等による点検整備の励行を推進するとともに、点検整備実施率をより一層向上させるための方策も検討・実施して参ります。

さらに、一級自動車整備士制度を活用する等により、技術力とユーザーへの説明力の向上及び自動車整備士の地位向上を図りつつ、自動車整備業のより一層の信頼の確保、活性化を図って参ります。

⑸不正な二次架装の再発防止

不正な二次架装問題については、道路運送車両法に規定する「改造等を行った者に対する立入検査・報告徴収」の権限

を最大限活用し、引き続き、不正な二次架装の再発の防止に努めて参ります。

(6)新技術への対応

より高い環境・安全性能が求められる中、電気自動車、ハイブリッド自動車あるいはＡＳＶ技術等の普及が進み、ＯＢＤなどの新技術を利用した自動車が増加しています。これまでも、一級自動車整備士制度や整備主任者研修によって整備技術の向上を図って参りましたが、昨年自動車整備技術の高度化検討会において今後解決すべき課題とされた整備事業のＩＴ化、ネットワークの推進や人材育成等について、検討を進め新技術への対応を図って参ります。

(7)リコール制度の充実

自動車のリコール制度に関しましては、より一層ユーザーの目線に立ったものとするため、これまで情報収集体制及び調査分析体制の強化を目的として、技術検証体制を強化するとともに、従前のリコール対策室を、リコール届出・勧告等を担う「リコール監理室」と、不具合情報の能動的な調査分析等を担う「不具合情報調査推進室」に改組・拡充して参りました。自動車製作者等において迅速・的確なリコールがなされるよう、強化された体制を活かし、必要に応じて指導・監督しつつ、引き続きリコールの適切な実施に取り組んで参ります。

また、リコール業務は市場で発生している不具合情報を認知することから始まります。ユーザーの視点に立って適切にリコール業務を実施するためには、迅速に不具合情報を収集することが重要となるため、「自動車不具合情報ホットライン」（www.mlit.go.jp/RJ/）について周知活動の充実に取り組んで参ります。

(8)型式認証制度の確実な運用

型式認証業務に関しては、安全・環境基準の強化への対応や、国際基準調和等により新たに導入される基準への対応について、合理的かつ的確に実施するとともに、品質管理の重要性の観点から、監査業務のより効果的かつ効率的な実施に向けた取り組みを推進して参ります。

さらに、車両認証の国際的な相互承認制度の創設等を念頭に、申請者ニーズ等に対応した新たな認証制度について検討を推進して参ります。

2．自動車の環境対策の推進に係る施策の展開

(1)環境対応車の開発・普及促進

ポスト京都議定書に向けた国内外の動向及び東日本大震災・原発事故の発生を受け、政府全体としてエネルギー・環境政策の抜本的な見直しの動きが進んでおりますが、自動車分野からのCO_2排出量は我が国全体の約2割、運輸部門の約9割にのぼるなど、自動車分野における地球温暖化対策等は重要な課題であると考えております。このような課題に対応するため、政府全体のエネルギー・環境政策の見直しの動きを踏まえつつ、引き続き、自動車からのCO_2排出削減対策に積極的に取り組んで参ります。

まず、自動車単体の燃費向上に関しては、２０２０年度乗用車燃費基準に続いて、小型貨物車などの新たな燃費基準の策定に向けた検討を進めて参ります。また、燃費基準達成車が普及するよう、自動車燃費の評価・公表制度を引き続き運用して参ります。

地球温暖化対策の観点からは、次世代自動車の開発・普及の促進も重要です。累次の政府の基本計画等においては、２０２０年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50％とする目標が掲げられており、次世代自動車のより一層の普及を推進して行く必要があります。

次世代大型車の開発・実用化を促進するため、現在、高効率ハイブリッドトラック、電気・プラグインハイブリッドトラック、高性能電動バス等の技術開発を行っております。今後、これらの試作車に係る実使用条件下での実証走行試験等を行い、実用化に向けた取り組みを進めて参ります。

また、税制面、予算面の措置を通じた環境対応車の導入促進を図って参ります。税制面では、平成24年度税制において、環境性能に優れた自動車（エコカー）に対するエコカー減税（自動車重量税及び自動車取得税）やグリーン化特例（自動車税）等の延長を図ったところです。なお、今後も車体課税の簡素化、負担の軽減、グリーン化等を検討して参ります。予算面では、引き続き環境性能に優れたＣＮＧ自動車及びハイブリッド自動車の導入支援等を行って参りたいと考えております。

(2)環境対応車を活用したまちづくり

超小型モビリティをはじめとする電気自動車等（環境対応車）は、低炭素社会の実現に資するとともに、人口減少・高齢化時代に対応するコンパクトなまちづくりにも適した交通手段です。このため、都市の低炭素化、集約型都市構造の実現、高齢化社会への対応等持続可能なまちづくりに向けた取り組みと環境対応車普及の取り組みを一体的に推進し、環境対応車を活用した低炭素まちづくりの実現を図って参ります。電気自動車については、集中的導入のための先駆的な取り組み支援を引き続き行って参りたいと考えております。また、「新たなカテゴリー」の乗物である軽自動車よりも小さい二人乗り程度の超小型モビリティについては、公道走行を簡便な手続きで行えるようにする認定制度を本年1月目途に創設するとともに、地方自治体、観光・流通関係事業者、ディベロッパー等の主導による先導導入や試行導入の優れた取り組みを重点的に支援して参りたいと考えております。

(3)自動車排出ガス対策・騒音対策の推進

自動車交通環境対策については、窒素酸化物（ＮＯｘ）や粒子状物質（ＰＭ）による大気汚染は全国的に改善傾向がみられるものの、交通量の極めて多い大都市地域の道路沿道等、局地的には依然として厳しい状況にあり、その防止・改善対策を着実に進めることが、肝要であると考えています。

新車対策として、これまでも全ての車種において世界最高水準の排出ガス規制を実施して参りましたが、ディーゼル車の規制強化を中心としたポスト新長期規制が平成21年10月から順次適用されており、現在では継続生産車も含めた全車に適用されています。また、ディーゼル特殊自動車については、平成23年10月から新たな試験方法を導入した排出ガス規制

が順次適用されています。

使用過程車対策としては、引き続き自動車ＮＯｘ・ＰＭ法による車種規制を着実に進めるとともに、街頭検査等を通じて不正軽油の使用排除に取り組んで参ります。また、新長期規制適合車に搭載されている尿素ＳＣＲシステムの劣化の問題については、昨年10月に学識経験者からなる「排出ガス後処理装置検討会」を環境省と合同で設置したところであり、原因究明及び対策の検討に取り組んで参ります。

マフラーに係る自動車騒音対策については、規制適用車の継続検査の実施等を適切に実施して参ります。また、不正改造車の排除についても引き続き関係業界の皆様と連携しながら、取り組んで参ります。

3．自動車の安全・環境基準の国際調和及び認証の相互承認の推進

安全・環境性能に優れた自動車の普及を促進し、我が国企業が国際的に活躍できる環境を整備するため、自動車基準・認証制度の国際化を推進することが重要であることから、平成23年6月、官民の代表者によりとりまとめられた「自動車基準認証国際化行動計画」を着実に推進していきます。この行動計画においては、①「日本の技術・基準の戦略的国際基準化」、②「アジア諸国との連携」、③「全世界的かつ車両単位の相互承認の実現」及び④「基準認証のグローバル化に対応する体制の整備」の4本の柱を掲げています。また、この行動計画は、昨年7月に閣議決定された「日本再生戦略」にも盛り込まれています。

(1)日本の技術・基準の戦略的国際基準化

日本は、これまで国連自動車基準調和世界フォーラム（ＷＰ29）に参画し積極的に自動車基準の国際調和活動を進めてきました。今後も、ＷＰ29に引き続き積極的に参画し、必要な提案やデータ・情報提供を行うことにより、日本の技術力を活かすことができるＡＳＶ技術や電気自動車、水素・燃料電池自動車、乗用車の排ガス・燃費試験サイクル、歩行者保護等に係る国際基準の策定に取り組みます。昨年１１月のＷＰ29においては、日本が主導的に議論に貢献してきた、先進緊急ブレーキシステム（ＡＥＢＳ）に関する新基準が策定されました。また、日米欧等の先進国だけでなく新興国等も含め、我が国が得意とする安全・環境性能の高い電気自動車等に関する国際基準の導入をさらに促進して参ります。

(2)アジア諸国との連携

第８回日ＡＳＥＡＮ交通大臣会合で承認された「日ＡＳＥＡＮ自動車基準・認証制度に関する協力プログラム」の具体的取り組みとして、昨年12月に第３回アジア地域官民共同フォーラムを開催した他、ワークショップや訪日研修等の取り組みを進めており、今年は新たに日ＡＳＥＡＮ統合基金を活用した自動車基準の国際調和及び認証の相互承認支援事業を立ち上げる予定です。今後も同プログラムに基づく取り組み等を通じて、アジア諸国の基準調和のための支援活動をより一層強化して参ります。

(3)全世界的かつ車両単位の相互承認の実現

我が国は、ＷＰ29における「国際的な車両型式認証の相互承認制度（ＩＷＶＴＡ）」の構築に向けた活動に積極的に参画しております。ＩＷＶＴＡの推進においては、ＷＰ29における国際基準を、交通事情の異なる世界各国において安全・環境を確保することが可能なものに改正していく必要があります。これらの取り組みについて、ＷＰ29において合意されたロードマップに基づき、２０１５年度のＩＷＶＴＡの協定案策定に向け、国内産業界の皆様方の協力も得ながら、同活動を主導して参ります。また、国内の安全確保及び環境保全を前提として、国際基準の採用を着実に進めていきます。

(4)基準認証のグローバル化に対応する体制の整備

アジア諸国との連携を一層強化するためのＡＳＥＡＮ事務局等との緊密な関係の構築や、技術基準の整備をはじめとするＩＷＶＴＡ実現に向けた基盤整備への適切な対応等のため、体制整備を推進して参ります。

4．安心な「くるま社会」の基盤づくりの推進

自動車の登録制度は、全国的に流通する複雑な自動車取引の安全性の確保や自動車に関する各種行政の適正な執行を図るための「自動車情報インフラ」として、「くるま社会」を支える重要な役割を担っています。自動車登録情報の提供にあたっては、自動車の製造、販売、整備はもとより、リース・信販、保険等の幅広い分野でご利用いただいておりますが、引き続き、十分な個人情報保護対策を講じつつ、多様なユーザーニーズに対応して参ります。

また、自動車保有関係手続きのワンストップサービスについては、その利用が急速に拡大しており、稼働地域においては自動車保有関係手続きの大半が当該サービスを利用したものになっています。今後とも、より多くの自動車ユーザーが本サービスを活用いただけるよう、関係機関と連携・協力しながら、利用環境の改善を継続的に進めるとともに、稼働地域の拡大、対象手続きの拡大等に向けた取り組みを実施して参ります。

さらに、昨年7月に「ナンバープレートのあり方に関する懇談会」の最終とりまとめにおいて、平成26年度中の実施を目指して「ご当地ナンバー」を拡充する等の方向性が示されました。今後、懇談会で示された方向性に沿って、公募手続きの具体化など、ご当地ナンバーの追加に向けた作業を進めていくこととしています。

なお、自動車検査・登録制度に関しては、政府全体での行政改革等の動きも踏まえ、引き続き、諸課題に適切に対応して参ります。

これらの諸施策の実行にあたっては、国民各位、関係者の皆様のご理解ご協力が不可決です。本年も、自動車技術行政に格別のご支援とご協力を賜りますようお願いしますとともに、皆様にとって明るい年となるよう祈念しましてご挨拶といたします。

年頭の辞

自動車局自動車情報課長　土肥　豊

新年明けましておめでとうございます。

平成25年の新春を迎えるに当たり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

自動車の登録制度は、全国的に流通する複雑な自動車取引の安全性の確保や自動車に関する各種行政の適正な執行を図るための「自動車情報インフラ」あるいは「情報プラットフォーム」として、「くるま社会」を支える必要不可欠の存在であり、現在、約４８００万台の自動車が登録されています。

自動車の登録情報を管理している自動車登録検査業務電子情報処理システム（ＭＯＴＡＳ）につきましては、昨年1月から新システムの運用を開始したほか、自動車検査証や各種証明書の用紙について、判読性の向上、セキュリティー強化の観点から、8年ぶりに意匠（デザイン）の見直しを行い、色（紫から青に）、背景のデザインを大幅に変更し、昨年6月以降から順次新様式での交付を開始しています。これからも新システムの安定稼働の維持はもちろん、その運用の状況等を踏まえつつ、更なるユーザーの利便性向上や業務処理の高度化・効率化に向け、必要な改善を図って参ります。

また、国が保有する自動車の登録情報の提供に当たっては、自動車の製造、販売、整備はもとより、リース・信販、保険等の幅広い分野でご利用いただいているところです。登録情報に含まれる個人情報については、その保護の重要性を深く認識し、厳格かつ適正な取扱いを確保していかねばならないものであり、これまで以上に十分な個人情報保護対策を講じつつ、多様なユーザーニーズに対応して参ります。

自動車保有関係手続きのワンストップサービス（ＯＳＳ）は、自動車の保有に伴い必要となる各種行政手続きをオンライン化し、申請者における手続きの負担軽減等を図るサービスであり、現在は10都府県において利用可能となっています。これらの稼働地域では、ここ最近ＯＳＳを利用して手続きを行う機会が急速に増えており、今では利用率が6割を超える等、ＯＳＳは自動車保有関係手続きにおいて根幹をなすものとなっており、加えて今年4月には、奈良県においても新たにＯＳＳの運用を開始する予定となっており、一層の広がりを期待しています。こうした状況を踏まえつつ、昨年8月に関係機関において合意した工程表に沿って、平成29年度までにＯＳＳの全国展開等が実現するよう、関係機関と連携・協力しつつ、より多くの自動車ユーザーが本サービスを活用できるために必要な取り組みを鋭意進めて参ります。

さらに、自動車のナンバープレートを巡っては、今後のあり方について、一昨年来、「ナンバープレートのあり方に関する懇談会」において検討が進められてきましたが、昨年7月に、平成26年度中の実施を目指して「ご当地ナンバー」を拡充する等の方向性がとりまとめられました。「ご当地ナンバー」については、地元住民の一体感の醸成や知名度アップによる地域にとっての対外的効果も期待されるなど、地域振興・観光振興策等の一端を担う有用なツールであり、今後、公募等の手続きを経て、導入地域の選定を行って参ります。

自動車の登録を巡っては、様々な課題がございますが、本年も、関係者はもとより国民の皆様方の期待に十分に応えられるよう、的確に対応して参りたいと考えております。皆様方には本年も変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げるとともに、本年が皆様方にとって実り多い年となりますことを心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

平成24年度通常総会開催のお知らせ

㈳日本陸送協会の平成24年度通常総会が平成25年２月26日（火）に品川プリンスホテルにて開催されます。
今年は役員の改選及び一般社団法人移行等への決議が行われますので会員多数の出席をお待ちしております。

開 催 日 時：平成25年2月26日（火）
会　　場：品川プリンスホテル
総 会 会 場：14：00～15：30　メインタワー24階　クリスタル
懇親会会場：16：00～17：30　メインタワー22階　サファイヤ
懇親会会費：￥10,000－

理事会だより

11月定例理事会並びに（一般社）日本自動車車体工業会との合同研修会

開催日：平成24年11月16日（金）
会　場：アジュール竹芝
議事内容

1．「教育・認定制度」の推進について

平成24年度実績報告

北海道支部　積載ドライバー教育　3回開催　合格者32名
関東支部　積載ドライバー教育　2回開催　合格者24名
　　自走ドライバー教育　1回開催　合格者15名
中部支部　積載ドライバー教育　3回開催　合格者21名
中国支部　積載ドライバー教育　1回開催　合格者 4名

以上4支部にて開催され、96名のゴールドドライバーが認定させました。

平成25年度においては東北支部、北陸信越、近畿支部、四国支部、九州支部が加わり全国展開へとなります。

2．陸送事業実態調査について

一次集計票に基づき、次回の理事会までに重要項目について自走委員会・積載委員会で取りまとめを行う。

3．法人化移行・定款変更（案）について

法人化に向け、定款の変更及び各種必要関係書類の整理を行い、平成25年2月の総会において承認を頂く。

4．平成24年度事業報告及び平成24年度決算見込みについて

平成25年度事業計画（案）及び平成25年度収支予算（案）について

5．平成24年度通常総会日程等（案）について

平成25年2月26日(火)に品川プリンスにて開催。

6．支部報告について

7．その他

（1）平成24年度高さ指定道路要望

・全ト協　　11区間
・ＪＲ貨物　18区間
・陸送協会 218区間
　合計　247区間

（2）平成25年度優良運転者推薦表

支部名	自走員	積載員	合計	割当
北海道支部	393	359	752	8
東北支部	411	510	921	10
北陸信越支部	219	139	358	4
関東支部	3.892	2.118	6.010	61
中部支部	1.621	1.451	3.072	31
近畿支部	737	494	1.231	13
中国支部	357	313	670	7
四国支部	299	191	490	5
九州支部	594	548	1.142	12
合計				151名

以上の項目について協議し承認を得ました。

理事会の後（一般社団）日本自動車車体工業会との合同研修会を開催しました。

日本自動車車体工業会 合同研修会参加者

会社名	氏名
細谷車体工業㈱	細谷　貞治
細谷車体工業㈱	谷口　雅則
㈱浜名ワークス	田村　慎一
㈱浜名ワークス	小出　達美
㈱矢野特殊自動車	矢野　彰一
㈱矢野特殊自動車	大坪　和則
新明和工業㈱	村瀬　浩一
アジア工業㈱	片山　尚一
一般社団法人 日本自動車車体工業会	楠本　喜重
一般社団法人 日本自動車車体工業会	中居　壽明

議題については、車体工業会から「車両運搬車の生産状況について」及び「みなしバンパ（ＲＵＰ）」）等について、陸送協会からは「教育・認定制度」推進状況及び「車両運搬車の路上積み込みの実態」等について報告され積極的な意見交換が行われました。

陸送協会ニュース　●発行日　2013年1月　●編集・発行者　社団法人日本陸送協会事務局
東京都新宿区新宿1―11―15
電話03(3356)3977／7922

「教育・認定制度」の推進について

関東支部自走部門

第2回「教育・認定制度」自走ドライバー教育

開催日：平成24年11月9日（金）
会　場：UDトラックス㈱
受講生／15名
講　師／木村トレーナー他、トレーナー9名
事務局／㈳日本陸送協会　本部、関東支部より6名

関東支部積載部門

第2回「教育・認定制度」積載ドライバー教育

開催日：平成24年11月24日（土）
会　場：日産自動車株式会社　追浜車両センター
受講生／12名
講　師／矢島トレーナー他、トレーナースタッフ10名
事務局／㈳日本陸送協会　本部、関東支部より7名

お詫びと訂正

平成25年度会員名簿におきまして本部役員の役職名欄、また会員名におきまして誤りがありましたので訂正させて頂きます。

協会役職	氏　名	役職名誤り	正しい役職名
理事・北海道支部長	中村　正義	会長	社長
理事・東北支部長	針生　忠二	社長	会長
専務理事	佐瀬　陽次	社長	なし

所属支部	所属分会	誤り記載社名	正しい社名
関東支部	八王子分会	丸一輸送㈱　瑞穂営業所	丸一ロジテック㈱

事務局日誌

経過報告

11/ 9　関東支部第2回「教育・認定制度」自走ドライバー教育
11/16　11月定例理事会及び車体工業会との合同研修会
11/24　関東支部第2回「教育・認定制度」積載ドライバー教育

今後の予定

1 /24　1月定例理事会
2 / 6　北海道支部総会
2 /26　臨時理事会
2 /26　平成24年度通常総会
3 / 6　四国支部総会
3 / 8　九州支部総会

入退会情報

入　会

平成24年12月
金沢産業㈱白山営業所

退　会

平成24年11月
㈲誠和陸送社

事務局からの新年の挨拶

謹賀新年

本年も陸送業界発展のため、
本部一同頑張って参りますので
よろしくお願い致します

㈳日本陸送協会　本部事務局　一同

再生紙使用